

令和 7 年度「沖縄型堆肥品質向上事業」に係る
委託業務企画提案募集要領

沖縄県では、令和 7 年度「沖縄型堆肥品質向上事業」の実施に関する委託先を、下記のとおり募集します。受託を希望される方は、事業内容等をご理解頂いたうえで、企画提案書等を提出してください。

1 委託業務の概要等

(1) 業務名

令和 7 年度「沖縄型堆肥品質向上事業」

(2) 業務概要

本県の喫緊の課題である家畜排せつ物の適正利用および利用促進について、堆肥の品質向上策を検討し、持続的な畜産業の振興および資源循環型農業を推進する。

(3) 委託業務の期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 13 日まで（予定）

(4) 委託業務の内容

令和 7 年度「沖縄型堆肥品質向上事業」に係る委託業務仕様書を参照

(5) 提案総額の上限額

提案にあたっては、12,611,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限として見積もること。

各経費は税抜き価格とし、別途消費税額を記載すること。

この金額は、企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額ではない。

2 応募参加資格

次に掲げる要件を原則として全て満たす者であること。

(1) 沖縄県内に本店を有すること。

(2) 本県土木建築部入札参加資格登録業者名簿（調査関係コンサル）に登録しており、希望業種が「環境関係調査」であること。

(3) 沖縄県にて計量証明事業者〔濃度（大気中の物質の濃度に係る事業、水中及び土壌中の物質の濃度に係る事業）〕の登録を行っている業者であること。

- (4) 過去 5 年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）、地方公共団体又は公共団体より、畜産業に係る「現地調査」、「実証試験」、「講習会の開催」、「協議会の開催」、「広報用資料作成」及び「検討委員会の開催」に関する業務を、それぞれ 1 件以上受託した実績があること。
- (5) 管理技術者は、技術士【総合技術監理部門（環境）】、【環境部門】のいずれかの資格を有し、技術士法による登録を行っている者とする。
- (6) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
(注) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に該当入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- (7) 参加申込書の提出期限日から企画提案順位を決定するまでの間において、本県の指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 法人税、県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者等又はこれに準ずるものとして国及び沖縄県発注工事等からの排除の要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (11) 応募は単独に限らず共同企業体でも可能とする。この場合の要件は以下のとおりとする。
ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格（6）～（10）の要件を満たす者であること。
ウ 共同企業体を代表する事業者は応募資格（1）～（5）の要件を満たす者であること。

3 募集期間

令和7年5月30日（金曜日）～6月10日（火曜日）

4 提案内容の要件

- (1) 令和7年度「沖縄型堆肥品質向上事業」に係る委託業務仕様書を参照すること。

5 提出物

- (1) 参加申込書 【様式1】
- (2) 企画提案応募申請書 【様式2】
企画提案書 【様式2－1】
- (3) 会社概要書 【様式3】
- (4) 過去の業務実績一覧 【様式4】
- (5) 積算書 【様式5】
- (6) 誓約書 【様式6】
- (7) 質問書 【様式7】
- (8) 共同企業体協定書 【様式8】（共同企業体による応募の場合のみ）
- (9) プレゼンテーション配布資料
- (10) 参考資料（必要に応じて）

※(1)、(7)の提出期限：令和7年6月10日 17時まで

※(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(8)、(9)、(10)の提出期限：令和7年6月16日 17時まで

※共同企業体においては、様式(3)、(4)、(5)、(6)については構成員ごと作成すること。

※企画提案書は、様式、枚数等は自由とするが、必ずページ番号を付し、その内容は、簡潔・明瞭に記載し、膨大とならないこと。

6 提出物の体裁

- (1) 原則としてA4版、縦、左綴じとする。
- (2) プレゼンテーション配布資料については、A4版とし、縦・横及び枚数は自由とする。

7 審査の流れ

- (1) 応募数が6社以上の場合は、畜産課において一次審査（書類審査）を行い、上位5社について2次審査（企画書等書面審査）を行う。
応募者数が5社以下の場合は、1次審査として応募資格等要件の適合を確認したのち、適格者全てを2次審査の対象とする。2次審査対象応募者については、メールにて結果及び2次審査の案内を通知後、追って書面にて通知予定。
- (2) 2次審査については、沖縄県農林水産部畜産課に設置された企画提案審査会において、提出された企画提案書等のプレゼンテーション審査を行い、総合得点の高い方を上位として、当該業務の企画提案採択順位を決定する。
（今回の募集は、企画提案採択順位を決定するものであり、契約を保証するものではありません。
審査結果については、メールで通知後、追って書面にて通知予定。
なお、結果についての異議申し立ては受理しない。
- (3) 審査過程において記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後であっても失格とする。
- (4) 審査結果については、農林水産部畜産課において、閲覧による公表を行う。
公表を行う事項は以下のとおりとする。
ア 最優秀提案者とその評価点
イ 全提案事業者の氏名 ※申込順に記載。
ウ 全提案事業者の評価点 ※得点順に記載。
エ その他

8 プレゼンテーション審査について

- (1) 日 時： 令和7年6月18日（水） 午後（予定）
※プレゼンテーションを行う時間帯は、令和7年6月17日12時までに連絡を行う。
- (2) 場 所： 沖縄県庁9階 第4会議室（予定）
沖縄県那覇市泉崎1-2-2
- (3) 実施方法： 応募者によるプレゼンテーション
- (4) 提出された企画提案書、プレゼンテーション配布資料に基づき説明すること。
※説明は、提出した企画提案書、プレゼンテーション審査用配布資料のみを用いて行い、追加資料は不可とする。
※説明時間は20分（プレゼンテーション13分、質疑7分）を想定すること。

9 審査方法・基準について

(1) 審査方法

- ア 審査は、沖縄県農林水産部畜産課に設置する企画提案審査会において、各社のプレゼンテーションについて、事業目的はもとより、専門的視点から検討を加えた後、採点する。
- イ 評価委員会委員別に企画提案者ごとの評価点を比較し、第1位に1点、第2位に2点、第3位に3点、第4位に4点、第5位に5点の順位点を付与する。
- ウ 企画提案者ごとの順位点を比較し、最も低い点の者を最優秀提案者とする。なお、順位点が同点の場合は、企画提案内容の一部の評価点の合計が高いもので順位を決する。
- エ 審査に当り、審査内容を確認するため聞取りを行うことがある。
- オ 評価委員会は非公開で行い、審査経過に関する聞取りには応じない。
- カ 評価委員会が選定した企画提案採択順位1位の者が辞退した場合は、次点となった申請者を委託先候補者とする。

(2) 審査基準

- ア 事業の趣旨を理解し、目的に沿った提案であるか。
- イ 企画提案仕様書に基づいた委託内容となっているか。
- ウ 沖縄県家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画等の内容・趣旨を理解し、確実に委託業務を遂行できる能力・体制を有していること。
- エ 具体性のある事業計画であること。
- オ 類似業務等の実務実績が十分であるか。

10

スケジュール（予定）

令和7年	5月30日	(金)	公募期間開始
〃	6月5日	(木)	質問受付締切日
〃	6月10日	(火)	参加申込締切日
〃	6月16日	(月)	企画提案書等提出締切日
〃	6月18日	(水)	プレゼンテーション審査
〃	6月下旬		審査・採択決定

1 1 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりである。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に係る人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会等に要する経費（会場借料、機械借料等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議、講演会等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演、原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
備品費	事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）で、当該事業のみで使用されることが確認できるものの購入に要する経費
借料及び損料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもので、当該事業のみで使用されることが確認できるものの購入に要する経費
外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費（請負契約）
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を行うために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例）・通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） ・光熱水量（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） ・翻訳通訳、速記費用
III. 再委託費	県との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他者に行わせる（委任又は準委任する）ために必要な経費

	費
Ⅳ．一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費として抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支出を認められた間接経費 (Ⅰ．人件費＋Ⅱ．事業費の 10%以内を上限とする [小数点以下切捨て]。)
Ⅴ．消費税	

※各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載すること。

※原則として各種費目の定義及び積算方法等については、別添（「委託事業に係る事務処理マニュアル」）を参考とすること。

※備品に関する注意事項については、別添（委託費により購入する物品について）を留意すること。なお、パソコン、デジカメ、ビデオ等の家庭用汎用品は原則として不可とする（リース及びレンタルは可）。その他の物品もリース及びレンタルを基本とする。

※再委託費と外注費の合計は、原則として総経費の 1 / 2 を超えないようにすること。

（２） 直接経費として計上できない経費

ア 建物等施設に関する経費

イ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）

ウ 事業実施中に発生した事故・災害処理のための経費

エ その他事業に関係ない経費

1 1 参加申込書等提出先・質問事項

（１） 提出先について

沖縄県農林水産部 畜産課 生産環境基盤班（湧川）

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号（県庁 9 F）

TEL：098-866-2269 FAX：098-866-8411

E-mail：aa043001@pref.okinawa.lg.jp

※共同企業体での応募の場合は、代表事業者が応募を行うこと。

（２） 提出方法について

ア 提出する書類については、持参又は郵送とする。（提出期限必着）

※郵送の場合は、到着確認の連絡をすること。

イ 企画提案書・プレゼンテーション配付資料については、9 部（1 部原本、他はコピーでも可）提出すること。

（３） 質問がある場合は、質問票【様式 7】を FAX 又はメールで提出すること（受信確認必要）

質問のあった事項については、適宜、参加申込書を提出した者全員

に対してメールにて回答する。

1 2 その他留意事項

- (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
ア提出期限を過ぎて、企画提案書等が提出された場合
イ提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
ウ本募集要領に違反したと認められる場合
エ担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
オその他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 提出書類の作成、提出、ヒアリング、プレゼンテーション等への出席に要する費用は申請者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書、審査内容及び審査過程については公表しない。
- (4) 1事業者（共同企業体）あたり、提案書は1件とする。
- (5) 業務の実施にあたっては、沖縄県畜産課と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではない。
- (6) その他詳細は、委託業務仕様書のとおりとする。
- (7) 企画提案書等で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (8) 現場説明会は実施しない。
- (9) メールを送信した場合は、必ず電話にて受信確認を行うこと。
- (10) 契約締結の際は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付すること。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

（※）契約保証金について【沖縄県財務規則抜粋】

（契約保証金）

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。

(5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。

(9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。

(12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。